

1. 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく容器包装の識別表示等に対する化粧品業界のガイドラインについて

粧工連第17号
平成12年10月1日

傘下会員各位

日本化粧品工業連合会

紙製容器包装及びプラスチック製容器包装への識別表示等については、平成11年12月に開催された産業構造審議会廃棄物・リサイクル部会 容器包装リサイクル小委員会において審議され、「識別表示については法定化」、「その他のプラスチック製容器包装への材質表示については事業者の自主的な取り組みが望ましい」との方針が承認されました。これを受け、容器包装識別表示等検討委員会では、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の識別表示等に関する容器包装に付すマークのデザインやその表記方法等について、更に詳細に検討すべき課題が多く残されていることから、これらの課題を集中的に検討し、同検討委員会の報告書としてとりまとめられ、平成12年7月に開催された同審議会容器包装リサイクル小委員会において、この報告書の内容が承認された。

日本化粧品工業連合会では、容器包装識別表示等検討委員会報告書の中で「事業者の取り組み面での課題」として「事業者又は業界ごとの対応に委ねる事項」に関し、各業界ごとのガイドライン、マニュアル等としてまとめることが提言されたことを受け、その検討を同連合会に設置されている容器・包装に関する委員会において行ってまいりました。

容器・包装に関する委員会においては、各事業者が、独自の判断に基づいて実施した場合にその結果が一定の統一性を保てなかつた場合、実運用上、消費者が分別排出をする上で混乱が生じないよう、また消費者にとって容易に理解できることに配慮しつつ、別添の「容器包装識別表示等に関する化粧品業界のガイドライン」を取りまとめました。

化粧品業界の各事業者は、本ガイドラインを遵守し、容器包装のリサイクルを推進していく上で、消費者の分別排出への協力が得られるよう識別表示等の適切な表示に努められますことをお願い申し上げます。

敬 具

別添

「容器包装識別表示等に関する化粧品業界のガイドライン」

I 識別表示関係

1. 多重容器包装等における表示の要件

複数パーツからなる容器包装（容器、キャップ、中栓等の複数のパーツから構成される容器包装）であってその内容物の漏洩・飛散等を防止し、また安全・衛生上の観点から必要な機能を持つパーツについては、容器（ボトル、チューブ、コンパクト等）と一体と見なし、「同じタイミングで廃棄されるもの」と解して部分一括表示ができるものとして運用する。

2. 多重容器包装等における表記方法

- ① 多重容器包装等における全体一括表示及び部分一括表示の際に表示部を囲む外枠は、化粧品がもつ特殊性を考慮して、表示スペースに余裕がない場合には事業者の判断によりそれを省略できるものとする。
- ② 多重容器包装等における全体一括表示及び部分一括表示の際に用いる部材（部位）の名称は、次表の中から「容器包装の名称区分」に従い「表示できる部材の名称」を選択して表示するものとする。ただし、「容器包装の名称区分」に該当しない容器包装がある場合には、事業者の判断により「表示できる部材の名称」を決定し表示できるものとする。

番号	容器包装の名称区分	表示できる部材の名称
1	細口容器	容器又はボトル
2	広口容器	容器又はボトル
3	練出し容器	容器
4	チューブ	チューブ
5	コンパクト	コンパクト又はケース
6	ヒンジ容器	容器
7	紙パック	容器
8	パウチパック	袋
9	スタンディングパウチ	袋
10	ピロー包装	袋
11	オーバーキャップ	キャップ
12	栓	キャップ又はフタ

1 3	ロシール	シール
1 4	中栓	中栓
1 5	中皿	中皿
1 6	ディスペンサー	ポンプ又はスプレー
1 7	ポンプ	ポンプ
1 8	台紙（紙製に限る）	台紙
1 9	ブリスター	カバー
2 0	個包装	ケース又は箱
2 1	中枠	枠
2 2	シュリンク	フィルム

(注) 多重容器包装で同じ「表示できる部材の名称」を使用しなければならないときは、名称の前に内、外等を付けて区分すること。

3. 部分一括表示又は全体一括表示における表示例

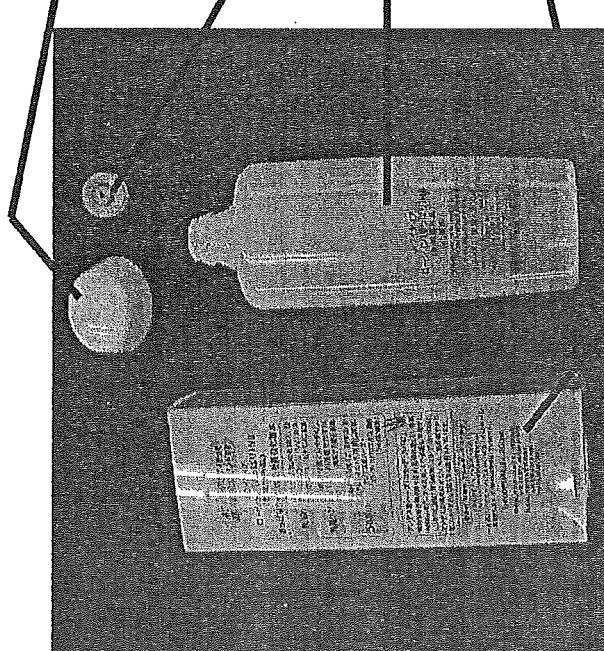
部分一括表示又は全体一括表示における表示例を参考のために別紙に掲載した。この表示例の基本的な考え方は、「同じタイミングで廃棄されるもの」は部分一括表示を原則としている。ただし表示スペース等の物理的制約がある容器包装で、当該容器包装への表示を省略した場合にあっては、多重容器包装等を構成する表示可能な他の容器包装に全体一括表示をすることが望ましい。

II. 材質表示関係

プラスチック製容器包装の材質表示については、事業者の自主的な取り組みとされているが、化粧品がもつ特殊性を考慮して上、表示スペースに余裕がある場合には、出来る限りその表示をされることを推奨する。

①部分一括表示における表示事例

製品タイプ	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則対応	部分一括表示
キャップ、中栓、容器、ケースから成り、大きな容器の製品	キャップ	プラ	—	○	△	省略可
	中栓	プラ	—	○	△	省略可
	容器	プラ	—	—	△	△ : 容器、中栓 △ : キャップ
	ケース	プラス	—	—	△	△



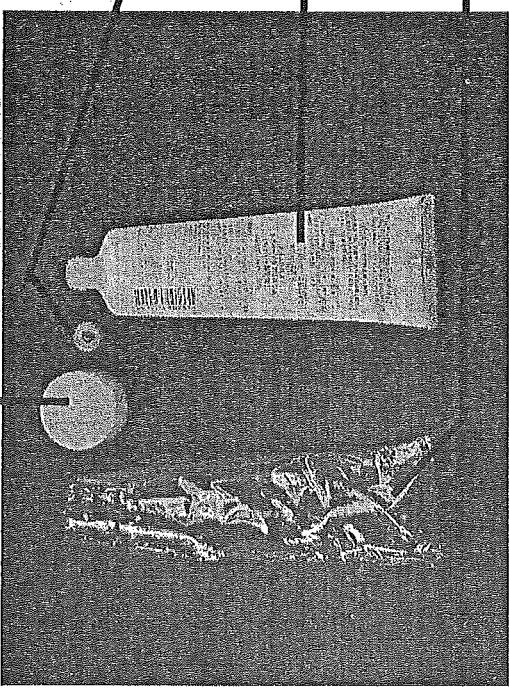
②全体一括表示における表示事例

製品タイプ	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則対応	全体一括表示
キャップ、容器、ケースから成り、小さな容器の製品、無地フィルム付き	キャップ	プラ	—	○		 省略可
	容器	プラ	—	○		 省略可
	ケース	紙	—	—		 :ケース
	フィルム	プラ	○	—		 :フィルム 容器、キャップ省略可



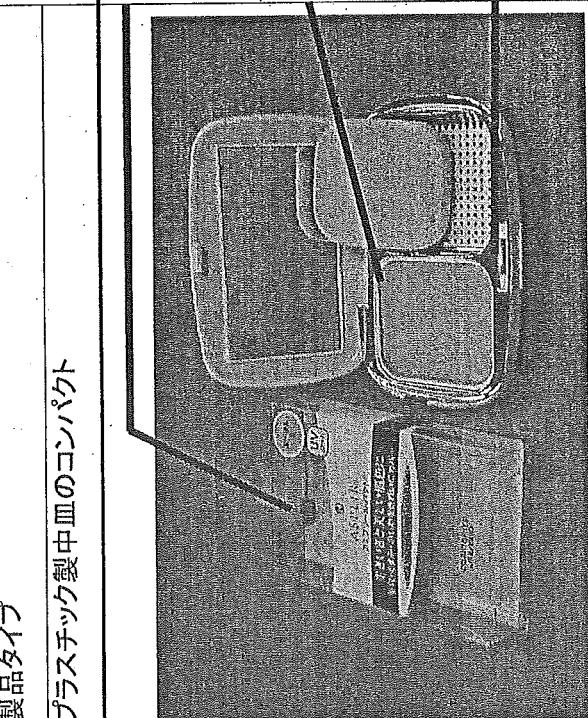
③全体一括表示における表示事例

製品タイプ	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則対応	全体一括表示
チューブ、中栓、キャップから成る製品で無地のフィルム付き						
キャップ	プラ	—	○			省略可
中栓	プラ	—	○			省略可
チューブ	プラ	—	—			チューブ、中栓 キャップ、フィルム
フィルム	プラ	○	—			省略可



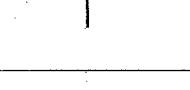
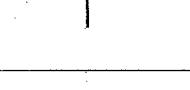
④部分一括表示における表示事例

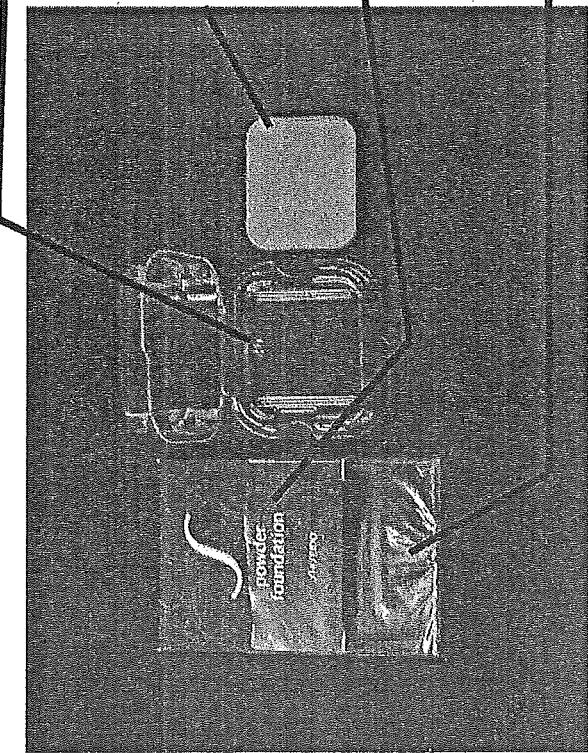
製品タイプ	部位	分別区分	無地	物理的 制約	原則対応	部分一括表示
プラスチック製中皿のコンパクト	ケース	プラ	—	—		
	中皿	プラ	—	○		省略可
コンパクト	プラ	—	—	—		



:コンパクト、中皿
裏面ラベル上に表示

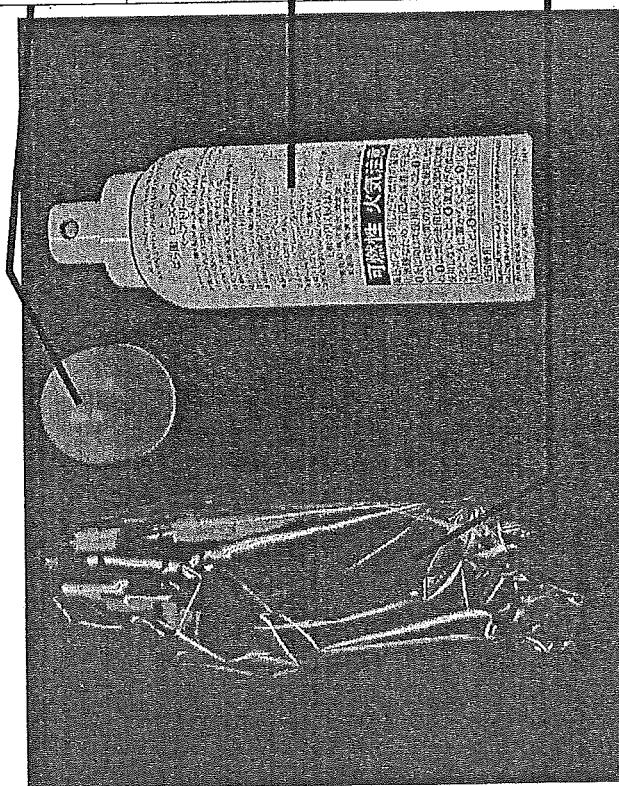
⑤全体一括表示における表示事例

製品タイプ	部位	分別区分	無地 物理的 制約	原則対応	一括表示
プラスチック製中皿、容器、ケースから成り、無地フィルム付き					
ヒンジ 容器	プラ	—	○		省略可
中皿	プラ	—	○		省略可
ケース	紙	—	—	 	紙 ：フィルム 容器、中皿 省略可
フィルム	プラ	○	—		省略可



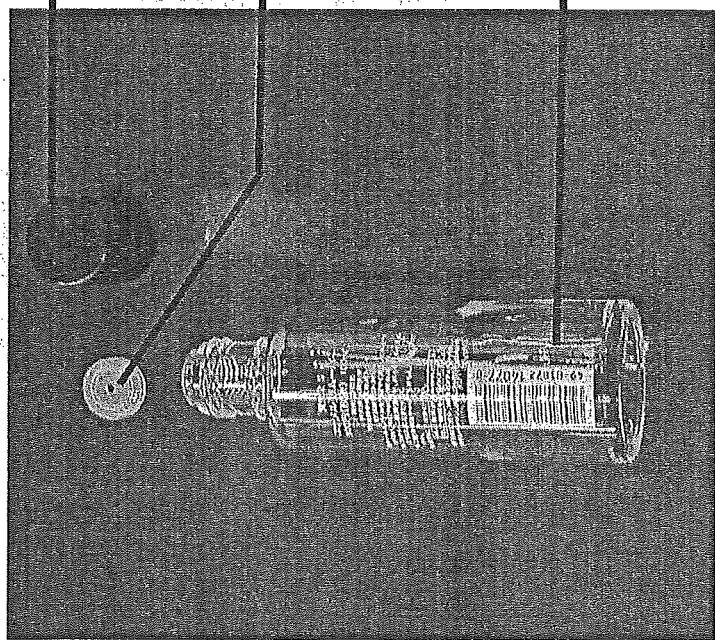
⑥全体一括表示における表示事例(識別表示が義務付けられない容器包装の場合)

製品タイプ	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則対応	全体一括表示
金属缶にしか表示スペースがない製品、無地フィルム付き	キャップ	プラ	—	○		省略可
	容器	金属	表示の対象外	表示不要	または プラスチック:フィルム、 キャップ	
	フィルム	プラ	○	—		省略可



⑦全体一括表示における表示事例(識別表示が義務付けられない容器包装の場合)

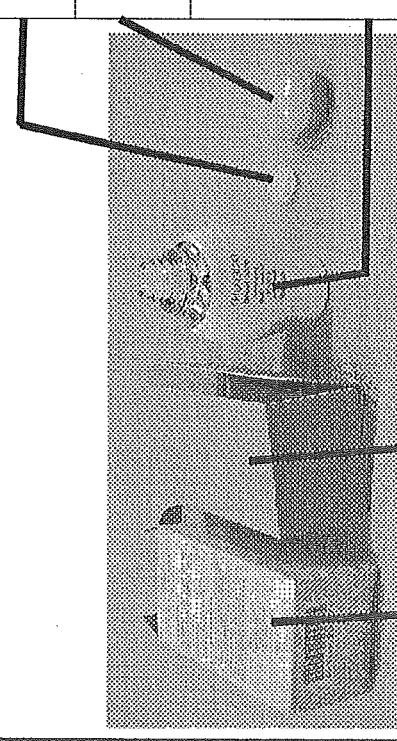
製品タイプ ガラス容器にしか表示ベースがない製品	部位	分別区分	無地	物理的 制約	原則対応	全体一括表示
キャップ	プラ	—	○		省略可	
中栓	プラ	—	○		省略可	
容器	ガラス			表示の対象外	表示不要 または、 プラスチック:キャップ、中栓	



2. 部分一括表示又は全体一括表示における参考事例集
(ガイドラインに掲載した以外の参考事例)

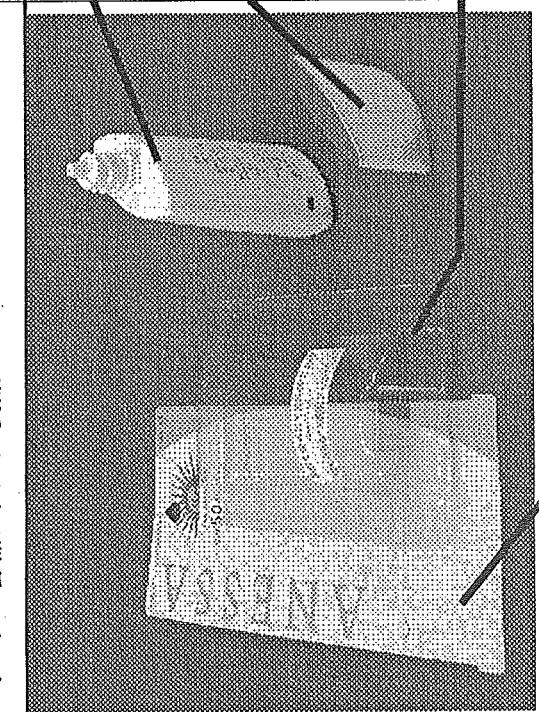
1. 部分一括表示における表示事例(識別表示が義務付けられていない容器包装の場合)

製品タイプ	部位	分別区分	無地	物理的 制約	原則対応	全体一括表示
ガラス容器にしか表示スペースがない製品						
中栓	プラ	—	○			省略可
キャップ	プラ	—	○			省略可
容器	ガラス	表示の対象外	表示不用	または、 です	キャップ、中栓はプラスチック	
中栓	紙	○	—			省略可
ケース	紙	—	—			紙:栓、ケース



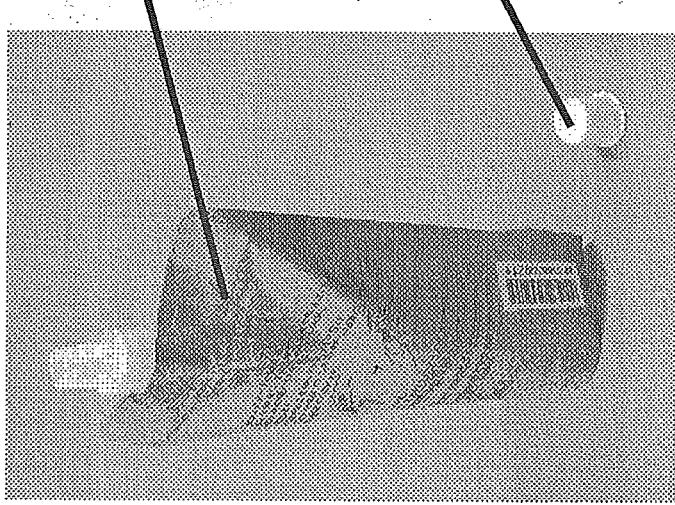
2. 部分一括表示における表示事例

製品タイプ	部位	分別区分	無地	物理的 制約	原則対応	全体一括表示
プリスター容器に入った製品	容器	プラ	—	—	↑ プラ	↑ プラ : 容器、キャップ
	キャップ	プラ	—	○	↑ プラ	省略可
	プリスター	プラ	—	—	↑ プラ	省略可
	台紙	紙	—	—	紙	紙 : 台紙 ↑ プラ : カバー

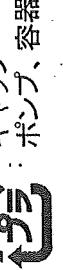


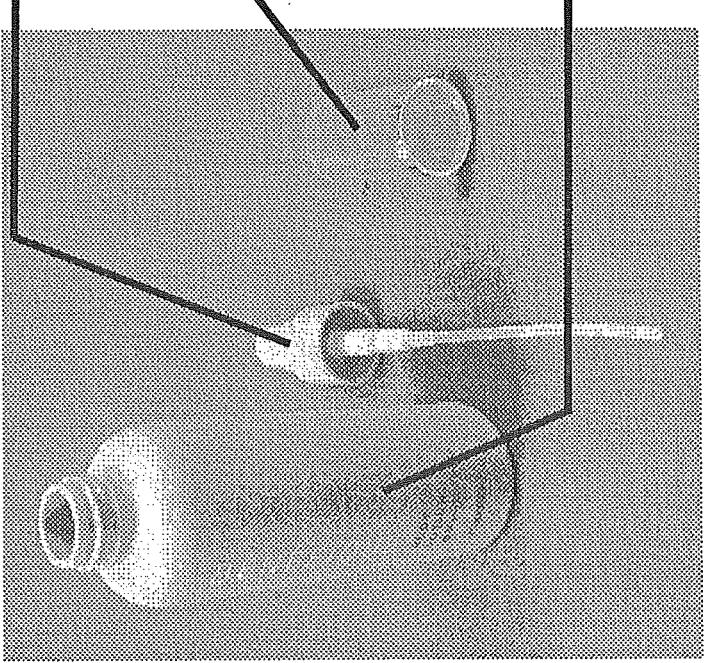
3. 全体一括表示における表示事例

製品タイプ	部位	分別区分	物理的制約	原則対応	全体一括表示
スタンディングパウチ容器に入った製品		無地			
スタンディング パウチ	プラ	—		 :袋、キャップ	
キャップ	プラ	—	○		省略可

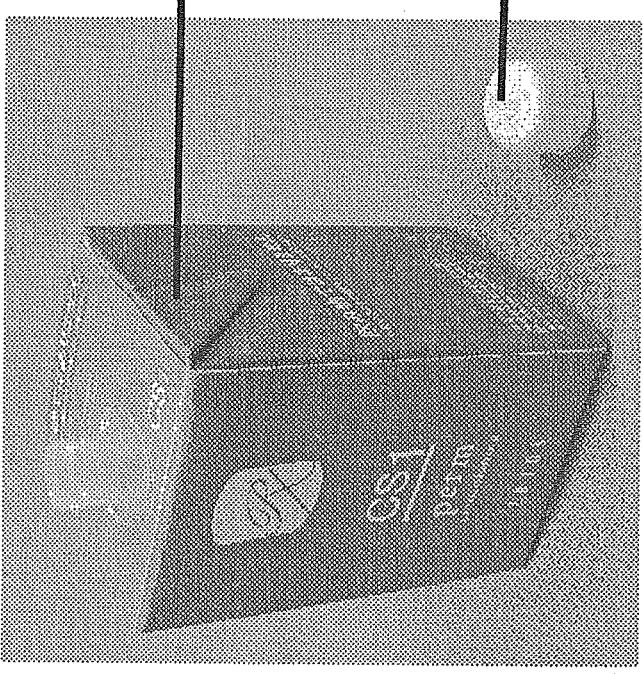


4. 全体一括表示における表示事例

製品タイプ	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則対応	全体一括表示
ポンプ付きの製品						
ポンプ	プラ	—	○			省略可
キャップ	プラ	—	○			省略可
容器	プラ	—	—			キャップ、ポンプ、容器

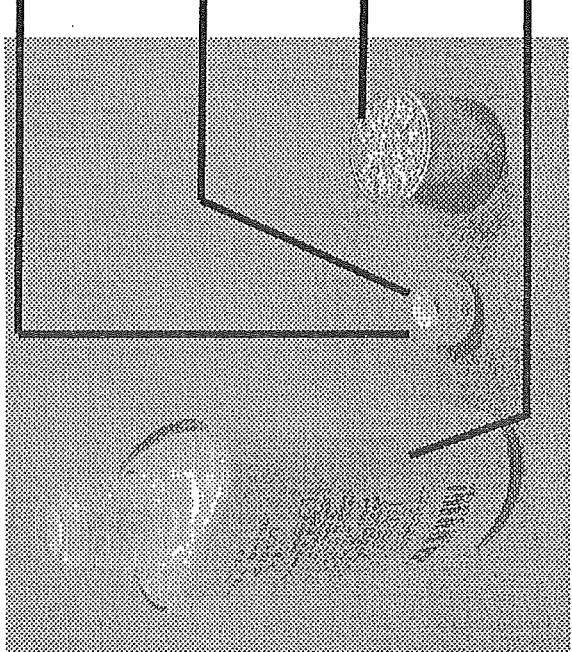


5. 全体一括表示における表示事例

製品タイプ 紙パック容器に入った製品	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則対応	全体一括表示
						
紙パック	紙	—	—	—		
キャップ	プラ	—	○	—		省略可

6. 全体一括表示における表示事例(識別表示が義務付けられていない容器包装の場合)

製品タイプ	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則対応	全体一括表示
ガラス容器にしか表示ベースがない製品	中栓	プラ	—	○		省略可
	ロシール	プラ	—	○		省略可
	キャップ	プラ	—	○		省略可
容器	ガラス	表示の対象外			キャップ、中栓、シールはプラスチックです	または、 プラスチック:キャップ、中栓、 シール



これが、リサイクル(再商品化)の対象となる「容器」と「包装」です。

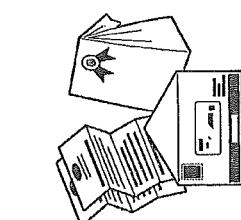
卷之二

容器包装法では、「商品が費賄されたり、商品と分離された場合に不要になるもの」を容器包装比定義しています。

素材・形状

<p>●主としてガラス製の容器 (ほうれい盤ガラス製のものを除く) 乳白ガラス製のものを除く) であって、次に掲げるもの</p>	<p>●主としてポリエチレンテレフタレート製の容器(飲料または はしょうゆを主とすたため の)であって、次に掲げるもの</p>	<p>●主として紙製の容器包装 (段ボールを主とするものと飲 料用罐容器を除く)であって、 次に掲げるもの</p>	<p>●主としてプラスチック製の 容器包装(PETボトル以外 のもの)であって、次に掲げる もの</p>	<p>●主としてガラス製の容器 (ガラス製の蓋ふた、キャップその他のこれらに類するもの であって、次に掲げるもの)</p>
<p>ガラス製容器</p>	<p>PETボトル</p>	<p>紙製容器包装</p>	<p>プラスチック製 容器包装</p>	<p>ガラス製容器</p>
<p>★平成12年4月以降販 売</p>	<p>★平成12年4月以降販 売</p>	<p>★平成12年4月以降販 売</p>	<p>★平成12年4月以降販 売</p>	<p>★平成12年4月以降販 売</p>

対象外です

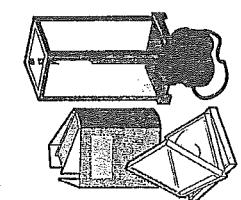


中身が「商品」ではない場合
①手紙やダイレクトメールを入れた封筒
②景品を入れた紙袋や箱
③家電で付いた容器や包装など

「主な例」



- 中身と分離した際に不要にならぬないもののや商品の一部であるもの
- CDのケース
- 藍鑑の外カバー
- ① 藍鑑の外カバー
- ② 電子機器・カメラなどのケース
- ③ 日本衣類のカラースケーラーなど



社会通念上の判断によるもの
①商品本体を示している面積が1/2に満たないもの
ラベル・ステッカーサークル・テープ類
②密器・包装物・容器等の付属品に分離されて販売されているもの
にぎり寿司の中身切り方など